

## 登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、国民健康保険事業の健全な運営と被保険者間の負担の公平を図るため、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第3項又は第4項に規定する被保険者証の返還の措置（以下「被保険者証返還措置」という。）及び法第63条の2に規定する保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め等の措置（以下「保険給付支払一時差止措置」という。）を講ずるのに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）の例によるものとする。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 被保険者証とは、省令第6条第1項に規定する被保険者証をいう。
- (2) 資格証明書とは、省令第6条第2項に規定する被保険者資格証明書をいう。
- (3) 登別市医療助成等とは、登別市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第10号）、登別市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第28号）及び登別市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第29号）による医療費の助成並びに北海道単独の公費負担制度による医療費助成及び特定疾病に係る高額療養費の支給対象となるものをいう。
- (4) 保険給付とは、療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費及びその他の任意給付のうち現金で支給されるものをいう。
- (5) 特別の事情とは、法第9条第3項に規定する政令で定める特別の事情をいう。
- (6) 短期被保険者証とは、法第9条第10項の規定により保険税を滞納している世帯主に係る被保険者証につき特別の有効期限を定めた被保険者証をいう。

(事前の相談等)

第3条 市長は、保険税を滞納している世帯主に被保険者証返還措置又は保険給付支払一時差止措置をしようとするときは、次の各号に掲げる連絡、納税指導及び納税相談（以下「相談等」という。）を国民健康保険税納付相談通知書（別記様式第1号）により通知し適正に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、相談等を省略することができるものとする。

- (1) 保険税を滞納していること。
- (2) 保険税を滞納している場合被保険者証の返還を求めることがあること。
- (3) 被保険者証の有効期限について通常定めるものより短くなる可能性があること。
- (4) 保険給付を一時差し止める可能性があること。
- (5) 特別の事情がある場合は、特別の事情に関する届出書（別記様式第2号）により届出ること。
- (6) 法第9条第3項に規定する厚生労働省で定める医療費の支援等を受けることができる被保険者がいる場合は公費負担医療等に関する届出書（別記様式第3号）により届出ること。

(措置の対象者)

第4条 被保険者証返還措置の対象者は、納期限の到来後1年を経過した長期滞納がある者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 故意に保険税を滞納している者
- (2) 相談等に応じようとしない者
- (3) 相談等において取り決めた保険税の納付計画等を履行しない者
- (4) 所得、資産状況等を勘案すると十分な担税能力があると認められる者
- (5) 当該措置を意図的に免れようとする者
- (6) その他前各号のいずれかと同程度の状況にあると認められる者

2 保険給付支払一時差止措置の対象者は、納期限の到来後1年6月を経過した長期滞納がある者で、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(措置の適用除外)

第5条 被保険者証返還措置は、次の各号のいずれかに該当するときは適用を除外するものとする。

- (1) 特別の事情があるとき。
- (2) その世帯に属する被保険者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者であるとき。
  - イ 社会福祉施設の入所者であるとき。
  - ウ 修学旅行中の者であるとき。
  - エ 登別市医療助成等による医療費の助成を受けている者であって、納付が困難であると認められる特別の理由があるとき。

(弁明の機会の付与等)

第6条 市長は、被保険者証返還措置又は保険給付支払一時差止措置を実施しようとするときは、当該措置の対象者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与するものとする。

2 弁明の機会を付与するときは、当該措置の対象者に弁明通知書（別記様式第4号）をもって通知し、弁明は弁明書（別記様式第5号）の提出をもって行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭による弁明ができるものとする。

3 前項ただし書の口頭による弁明の場合には、聴取した職員が弁明調書（別記様式第6号）を作成するものとする。

4 弁明に当たり、当該措置の対象者が代理人を選任するときは、委任状（別記様式第7号）その他これに準ずる書面を提出させるものとする。

(措置の決定及び通知)

第7条 市長は、被保険者証返還措置の決定又は保険給付支払一時差止措置の決定を行うため、資格証明書交付等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、副市長、市民生活部長、市民生活部次長、保健福祉部長、保健福祉部参与、保健福祉部次長、国民健康保険グループ総括主幹、国民健康保険グループ主査及び委員長が指名する職員をもって構成する。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は保健福祉部長をもって充てる。

4 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。ただし、審査案件が少数の場合及び急を要する場合については、委員の持ち回り審議に付して委員会の開催に代えることができる。

- 5 被保険者証の返還を求める者を決定したときは、被保険者証返還命令通知書（別記様式第8号）により、通知するものとする。
- 6 保険給付の一時差止めを決定したときは、保険給付の一時差止め通知書（別記様式第9号）により、通知するものとする。

（資格証明書の交付）

第8条 市長は、法第9条第3項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、被保険者資格証明書交付決定通知書（別記様式第10号）により当該世帯主に対して通知するとともに、資格証明書を交付するものとする。ただし、その世帯に属する被保険者に第5条に規定する適用除外者がいるときは、適用除外者に係る被保険者証又は短期被保険者証を交付するものとする。

2 法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求めたにもかかわらず、世帯主が被保険者証を返還しないときは、当該被保険者証の有効期限が満了した日をもって当該被保険者証の返還があったものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

3 資格証明書の有効期限は、被保険者証の有効期限の例による。

4 資格証明書の交付は、直接交付を原則とする。ただし、常時不在又は納税相談等の呼びかけ若しくは被保険者証の返還命令に応じない時は、郵送によることができるものとする。

5 資格証明書は、継続して交付することができるものとする。

（措置の解除）

第9条 市長は、被保険者証返還措置及び保険給付支払一時差止措置の適用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その措置を解除するものとする。

- (1) 保険税滞納額を完納したとき。
- (2) 保険税滞納額が著しく減少したとき。
- (3) 災害その他特別の事情にあるとき。
- (4) 納付計画等が履行されているとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

2 被保険者証返還措置の解除を決定したときは、被保険者資格証明書の交付措置解除通知書（別記様式第11号）により通知するとともに、被保険者証を交付するものとする。

3 保険給付支払一時差止措置の解除を決定したときは、保険給付一時差止め解除通知書（別記様式第12号）により当該世帯主に通知し、保険給付金を支給するものとする。

（世帯異動の資格証明書の取扱い）

第10条 世帯に異動があった場合の資格証明書の取扱いは、次に定めるところによるものとする。ただし、第1号及び第4号の規定については、世帯異動が被保険者証の交付を受けることを目的として恣意的に行ったことが明らかであると認められるときは、この限りではない。

- (1) 資格証明書交付世帯が世帯を分離又は合併し、同世帯に属する被保険者が新たな世帯の世帯主となった場合は、その世帯主に対し被保険者証を交付する。
- (2) 前号の合併後に被保険者証世帯主が死亡し、新たに世帯主となる者に国民健康保険税の滞納がある場合は、その世帯主に短期被保険者証を交付することができる。

- (3) 世帯分離又は合併に際し、資格証明書対象世帯主が世帯主となる世帯については資格証明書交付措置を継続する。
- (4) 相続による納付義務の承継の場合を除き、資格証明書交付世帯内で世帯主の変更があった場合は、変更後の世帯主に対し、被保険者証を交付する。なお、変更前の世帯主が納付計画等を履行しない場合は、変更後の世帯主に対し短期被保険者証を交付することができる。
- (5) 資格証明書交付世帯の世帯主が死亡し、同世帯に属する被保険者が相続による納税義務を承継し、新たな世帯主となった場合は、資格証明書を継続して交付する。なお、相続による納付義務の承継を行った者が別世帯に属する資格証明書世帯以外の世帯主の場合は、この限りではない。
- (6) 資格証明書交付世帯の世帯主が死亡し、同世帯に属する被保険者が相続による納税義務を承継せず、新たな世帯主となった場合は、その世帯主に対し、被保険者証を交付する。

(特別療養費の支給)

第11条 市長は、法第54条の3第1項の規定による特別療養費を支給しようとするときは、当該世帯主から特別療養費支給申請書（別記様式第13号）及び療養費に関する証拠書類を提出させ、当該申請書を審査する。

2 前項の申請について審査の結果支給を決定した場合は、速やかにこれを支給し、支給をしないことを決定したときは特別療養費支給申請却下通知書（別記様式第14号）により申請者に通知する。

3 特別療養費の支給申請に係る診療報酬の内容審査は、北海道国民健康保険団体連合会に依頼する。

(保険給付支払一時差止措置)

第12条 保険給付支払一時差止措置の額は、保険税滞納額の3倍を限度とするものとする。

(保険給付支払一時差止額からの保険税滞納額の控除)

第13条 市長は、保険給付支払一時差止措置がなされている世帯主が、なお保険税滞納額を納付しない場合には、法第63条の2第3項の規定により当該一時差止めに係る保険給付費から保険税滞納額を控除することができるものとする。

2 前項の規定による控除をする場合は、保険給付一時差止額から滞納保険税の控除通知書（別記様式第15号）により当該世帯主に通知する。

(短期被保険者証の交付)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、納税指導が特に必要と認められる世帯主には、短期被保険者証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証（短期被保険者証を含む。）の更新時において、現に納付期限を経過した保険税の滞納が認められる場合。ただし、納付計画等により随時の納期に係る納付を履行している場合を除く。
- (2) 資格証明書交付措置が資格喪失により消滅した後、再加入により国民健康保険の資格を取得した場合
- (3) 不在等により連絡がとれず、かつ、保険税を滞納している場合
- (4) 保険税を滞納している者で納税指導上特に必要がある場合
- (5) 第5条第1項第2号イに該当したとき。

2 市長は、第8条の規定により資格証明書交付措置をされている世帯主が、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療

費の一時払いが困難である旨を窓口で申し出た場合には、申し出の内容を精査のうへ、緊急的な対応として当該被保険者に対し短期被保険者証を交付することができるものとする。

3 短期被保険者証の有効期限は6月以内とする。

4 第1項及び第2項の短期被保険者証は、継続して交付することができるものとする。ただし、第2項の規定により短期被保険者証を交付した場合には、有効期限内において保険税を納付することができない特別の事情の有無を精査し、特別の事情が認められない場合については、改めて資格証明書を交付するとともに、当該世帯主について再度窓口での申し出があった場合には、前回の精査の結果も踏まえ特別の事情の有無を判断するものとする。

5 短期被保険者証の交付に当たっては、短期被保険者証の交付通知書（別記様式第16号）により世帯主に通知し、資格の確認及び納税相談等の機会を確保するために、原則として窓口交付の方法によるものとする。

（短期被保険者証の交付措置の解除）

第15条 短期被保険者証の交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、短期被保険者証の交付措置を短期被保険者証の交付措置解除通知書（別記様式第17号）により通知し、交付措置を解除することができるものとする。

（1）保険税滞納額を完納したとき。

（2）第5条第1項第1号又は第2号に該当したとき。

（3）その他市長が特に認めたとき。

（世帯異動の短期被保険者証の取扱い）

第16条 第10条の規定は、第14条の短期被保険者証を交付した世帯に異動があった場合の資格取扱いについて準用する。この場合において、第10条中「資格証明書」とあるのは「短期被保険者証」と読み替えるものとする。

（その他）

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成21年訓令第18号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第13号）

この訓令は、平成23年6月15日から施行し、改正後の登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第18号）

この訓令は、平成25年7月5日から施行する。

附 則（平成27年訓令第6号）

この訓令は、平成27年3月11日から施行する。

附 則（平成27年訓令第15号）

この訓令は、平成27年7月9日から施行する。

附 則（平成27年訓令第25号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 7 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 13 号）

この訓令は、平成 29 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様

登別市長

国民健康保険税納付相談通知書

あなたの国民健康保険税について、これまで督促、催告等により、納付をお願いして参りましたが、未だ滞納となっています。

滞納がこのままですと、国民健康保険法第9条第3項(第4項)の規定に基づき、国民健康保険被保険者証の返還を求めることとなります。

また、納期限から1年6ヶ月を経過しても滞納している場合には、同法第63条の2第1項の規定に基づき、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることとなります。(1年6ヶ月を経過する前においても、同条第2項の規定に基づき、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることがあります。)

つきましては、滞納している国民健康保険税を直ちに納付するか何らかの事情で納付が困難なときは、次の日程により納税相談するようお願いいたします。

なお、被保険者証返還後は、国民健康保険被保険者証資格証明書を交付します。この場合、病院等において診療を受けるときは、診療費等の全額を一旦病院等に支払っていただくこととなります。

記

- 1 保険税滞納額  
別添目録のとおり
- 2 納付期限  
年 月 日 ( ) まで
- 3 納付相談日時等  
納付相談場所  
相談日時
- 4 国民健康保険税を納付することができないことについて、国民健康保険法施行令第1条の3に定める特別の事情を有することとなった場合又は被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者になった場合は、直ちに、「特別の事情に関する届出書」又は「公費負担医療に関する届出書」を提出してください。

(裏面)

《参考》

### 1 被保険者証返還命令とは

国民健康保険法の規定により災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険税を長期に滞納している世帯主に被保険者証（保険証）の返還を求めるものです。（国民健康保険法第9条第3項、第4項）

### 2 国民健康保険被保険者証資格証明書とは

被保険者証（保険証）を返還し、そのかわりに交付するのが被保険者資格証明書です。（国民健康保険法第9条第6項）

被保険者資格証明書で受診したときは、医療費の全額を一旦自費で支払い、保険者が負担する7割又は8割については後日、国民健康保険担当窓口で支給申請をしていただきます。（国民健康保険法第54条の3第1項）

★この時、滞納している保険税の納付について相談させていただきます。

★被保険者資格証明書交付期間でも保険適用の診療は受けられますので、国保加入者として保険税はかかります。

### 3 保険給付を一時差止める場合もあります。

国民健康保険に加入している世帯主は、申請により医療費、葬祭費、出産育児一時金等の給付を受けられますが、特別の事情がないのに保険税を滞納している場合には、その給付の全部又は一部を差止めることがあります。（国民健康保険法第9条第6項）

### 4 次に該当するときは、申請により被保険者証を交付します。

(1) 次の理由により保険税を納付できない事情があるとき又は生じたとき。

- ①世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと。
- ②世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤前各号に類する事由があったこと。

(2) 厚生労働省令（施行規則5条の5）で定める公費負担医療の対象者

(3) 登別市医療助成等の支給対象者

登別市子ども医療費助成条例、登別市ひとり親家庭等医療費助成条例及び登別市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成並びに北海道単独の公費負担制度による医療費助成及び特定疾病に係る高額療養費の支給対象者。



登別市長 様

住 所  
世帯主氏名  
個人番号

印

特別の事情に関する届出書

保険税を納付することができない特別の事情がありますので、次のとおり書類を添えてお届けします。

被保険者証の記号・番号	
政令に定める特別な事情 （該当する番号に○をつけてください。）	1. 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと。 2. 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 3. 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 4. 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 5. 前各号に類する事由があったこと。
上記1～5の事情の具体的な内容	
添 付 書 類	

別記様式第3号（第3条関係）

年 月 日

登別市長

様

住 所  
世帯主氏名  
個人番号

印

### 公費負担医療等に関する届出書

国民健康法第9条第3項に規定する厚生労働省で定める医療費等の支給を受けていますので、国民健康保険法施行規則第5条の9の規定に基づき、次のとおり届出します。

被保険者証の（記号・番号）	
受給対象者氏名	
個人番号	
その者が受ける医療等の名称	
受給者番号	
当該年月日	

※公費負担医療等受給者で受給者証のある方は添付してください。

別記様式第4号（第6条関係）

弁 明 通 知 書

第 年 月 日 号

様

登別市長

印

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、次により弁明の機会を付与しますので、同法第30条の規定により通知します。

記

1 不利益処分の内容等

(1) 予定される不利益処分の内容

- ア 被保険者証の返還命令
- イ 保険給付の一時差止め

(2) 処分の根拠となる法令の条項

- ア 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第9条第3項及び第4項
- イ 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第63条の2

2 予定される不利益処分の原因となる事実

登別市国民健康保険税の滞納

年度	期分から	期分まで	滞納金額	円
年度	期分から	期分まで	滞納金額	円

3 弁明書の提出先

登別市 グループ

4 弁明書の提出期限 年 月 日まで

○ 弁明書の提出に際しての留意事項

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 2 弁明に関する事務を行わせるため、代理人を選出することができます。  
弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明に関する一切の行為を委任する旨を明示した委任状等を登別市長に提出してください。
- 3 病気その他やむを得ない理由により、提出期限までに弁明書を提出できないときは、その旨を通知してください。

別記様式第5号（第6条関係）

弁 明 書

年 月 日

登別市長 様

住 所  
氏 名

印

1 弁明の件名

年 月 日（ 第 号）弁明事案

2 不利益処分の原因となる事実

3 事実の内容についての意見

別記様式第6号（第6条関係）

## 弁 明 調 書

年 月 日

(当事者又は代理人) 住 所  
氏 名

印

(記録者) 所 属  
職 名  
氏 名

グループ

印

不利益処分の内容	
弁明の日時	
弁明の場所	
当事者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
当事者の弁明の要旨	
その他参考となるべき事項	

別記様式第7号（第6条関係）

## 委 任 状

（代理人）住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項についてその権限を委任します。

記

登別市長から 年 月 日付け（ 第 号）で通知のあった  
行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機  
会の付与に関する一切の行為

年 月 日

（当事者）住 所

氏 名

印

第 年 月 日

世帯主  
住 所  
氏 名

様

登別市長

被保険者証返還命令通知書

再三の催告にもかかわらず、あなたの国民健康保険税がいまだに納付されておられません。

つきましては、さきに予告したとおり国民健康保険法第9条第3項(第4項)の規定により、国民健康保険被保険者証の返還を求めますので、次の期日までに返還されるよう通知します。

- 1 返還を求める被保険者証の記号番号 —
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還先 登別市 グループ  
問い合わせ 電話番号 — — (直通)
- 4 返還を求める処分の事由  
政令で定める特別な事情がないのに保険税を滞納しているため。

○教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏面)

《参考》

・ 国民健康保険法第9条第3項

市町村は、保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

・ 国民健康保険法第9条第4項

市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。



様

登別市長

保険給付の一時差止め通知書

年 月 日付で国民健康保険給付の支給申請を受理し、次の金額の支給が決定されましたが、内容審査の結果、国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定により、保険給付(全部・一部)を一時差止めしましたので通知します。

記

保険給付の種類	1 特別療養費 2 療養費 3 高額療養費 4 出産育児一時金 5 葬祭費 6 その他（ ）		
申請者氏名		被保険者証、資格 証明書の記号番号	被 登— 資 資—
支給申請金額	円	支給決定金額	円
保険税滞納金額		年度分	円
		年度分	円
		年度分	円
支給決定金額のうち一時差止めた金額		円	
差引支払金額	円	この支払については、申請のときに届け出た口座に振り込みます。	
<p>保険税を完納された場合又は特別の事情があると認められる場合等については、一時差止められている保険給付の支払いをします。</p> <p>なお、保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、本通知書、印鑑及び当該事情を明らかにする書類を持参のうえ、年 月 日までに相談ください。</p>			

○教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

登別市長

### 被保険者資格証明書交付決定通知書

国民健康保険法第9条第6項の規定により、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することになりましたので、通知します。

なお、政令で定める特別の事情が生じたとき、又は公費負担医療、登別市医療助成等の受給者になった場合は、届出をしてください。

#### ○教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏面)

《参考》

国民健康保険法第9条第6項

前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。))にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この項において同じ。)、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証)を交付する。

国民健康保険法第9条第7項

市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料(登別市では保険税)を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する

別記様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

登別市長

**被保険者資格証明書の交付措置解除通知書**

国民健康保険法第 9 条第 3 項又は第 4 項の規定により、国民健康保険被保険者資格証明書を交付しておりましたが、 年 月 日付をもってこの措置を解除しますので通知します。

つきましては、次により国民健康保険被保険者資格証明書を返還していただくとともに国民健康保険被保険者証を交付します。

記

1 返還・交付場所

2 返還・交付期限 年 月 日

様

登別市長

保険給付一時差止め解除通知書

年 月 日付で受理した保険給付支給申請書に係る支払いについては、国民健康保険法第63条の2の規定により、保険給付（全部・一部）差止めていましたが、次の事由により 年 月 日解除しましたので通知します。

記

1 解除理由

- (1) 滞納している保険税を完納した又は著しく減少した。
- (2) 災害その他政令で定める特別の事情がある。
- (3) 納付計画に従った納付が誠意をもって履行され、今後も履行されると認められた。
- (4) その他( )

2 一時差止めていた保険給付の額

円

3 支払方法

保険給付申請のときに届出のあった金融機関に振り込みます。

なお、金融機関や口座などに変更があった場合は、 年

月 日までに次まで連絡ください。

4 連絡先

特別療養費支給申請書

年 月 日

登別市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
個人番号  
(世帯主) 電話

次のとおり療養等に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。

被保険者資格証明書の 記号番号		一般・退職区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 退職（本人・扶養）
療養を受けた 被保険者氏名		世帯主との続柄	
個人番号			
疾 病 名			
療 養 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
診療、薬剤の支給または 手当を受けた病院、 診療所、薬局その他の 名称及び所在地	名 称		
	所在地		
療養につき算定した 費用の額	円	被保険者が 支払った治療費	円
申請金額	円		
支払方法	<input type="checkbox"/> 口座払い <input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> その他（ ）		
振込先金融機関名		支店名	
口座種別・番号		口座名義人(か)	

※これより下は記入しないで下さい。

審 査 決 定 額				
療養に要した 費 用	被 保 険 者 負 担 分	公 費 費 負 担 分	一部負担金支払額 実費徴収された額	保険者負担分 (支払決定額)

年齢区分	<input type="checkbox"/> 70歳未満 <input type="checkbox"/> 未就学 <input type="checkbox"/> 高齢受給者（ 割）	所得区分 (70歳未満)	<input type="checkbox"/> 課ア <input type="checkbox"/> 課イ <input type="checkbox"/> 課ウ <input type="checkbox"/> 課エ <input type="checkbox"/> 非オ
所得区分 (高齢受給者)	<input type="checkbox"/> 現役並Ⅲ <input type="checkbox"/> 現役並Ⅱ <input type="checkbox"/> 現役並Ⅰ <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 低Ⅰ <input type="checkbox"/> 低Ⅱ	備考	

様

登別市長

特別療養費支給申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました特別療養費の支給につきましては、次の理由により却下しましたので通知します。

記

却下の理由

○教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

登別市長

保険給付一時差止め額から滞納保険税の控除通知書

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、保険給付一時差止め額から滞納保険税を控除しましたので通知します。

なお、保険税を納付することができない特別の事情がある場合は、本通知書、印鑑及び当該事情を明らかにする書類を持参のうえ、までご相談ください。

記

保険給付一時差止め額から控除した保険税滞納額  
円

年度	期分から	期分まで	円
年度	期分から	期分まで	円

○教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



(裏面)

《参考》

国民健康保険法第63条の2第3項

保険者は、第9条第6項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

様

登別市長

### 短期被保険者証の交付通知書

あなたの国民健康保険被保険者証（一般証）は、 年 月 日をもって期限終了となります。

これまでに、何度も国民健康保険税の納付相談の案内と納付のお願いをしてきましたが、残念ながらいまだに改善がみられません。

市では、あなたの滞納状況を踏まえて検討した結果、今回は一般証に代わり「短期被保険者証（有効期限が 年 月 日まで）」を交付することに決定しました。

つきましては、次の期日までに本書持参の上、必ず来庁くださるよう通知します。

なお、納付の相談によっては、今後、通常の被保険者証（一般証）の交付も考えられますので、このまま放置することのないよう重ねてお願いします。

#### 記

1 来庁指定期日 年 月 日（ ）から 日（ ）まで

2 来庁場所

3 持参するもの

- ・ 現在お持ちの被保険者証
- ・ 印鑑

【連絡先】

様

登別市長

### 短期被保険者証の交付措置解除通知書

あなたには、 年 月 日付で短期被保険者証の交付を行ってきま  
したが、次のとおり短期被保険者証の交付措置を解除しましたので通知します。

記

- 1 解除年月日 年 月 日
- 2 解除理由

#### 【一般被保険者証の交付について】

短期被保険者証の交付措置を解除しましたので、お手元にあります「短期被保  
険者証」とこの通知書を登別市役所 まで持参して、一般の被保険者証を  
受け取ってください。

なお、現在使用している短期被保険者証は、有効期限が切れるまで使用できま  
すが、期限が切れる前に手続きを済ませてください。